

基山町農業委員会会議録

令和6年1月5日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	11	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	欠席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第2号議案	農地法第5条の規定による許可申請	2件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	13件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	6件
報告第2号	農地を農業用施設に使用する届出受理報告	1件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理報告	3件
報告第4号	農地法第3条許可取消願	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時45分

令和6年1月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和6年第1回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、2番委員と3番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号朗読

この件につきましては譲渡人が病気で労力不足のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第1区鎮西隈地区付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

譲受人は認定新規就農者でソラマメを栽培されています。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第1号1番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第1号1番は、全員一致で許可します。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号 1番朗読

この件につきましては、借受人が分家住宅建設のため、農地を転用するものです。申請理由につきましては、現在借家住まいですが子どもの成長にともない手狭となったため、申請地を使用貸借し、353㎡の住宅建設を計画したものです。その他の候補地についても検討をされましたが、小学校などに近い住環境に適したこの土地を、選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、町役場から500m以内の第2種農地「第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)」に該当し、許可基準は周辺の土地に立地することが困難な場合は許可し得る「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当すると考えております。

隣接する農地の所有者からの承諾書がとられ、水利組合から排水の同意書もとられており、水利の問題もないと考えます。資金計画ですが、事業費の全てを借入金でまかなう計画となっています。申請地は、下の原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

排水の同意書もあり、水利の問題もありません。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第2号について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第2号1番は、全員一致で許可します。

次に、議案第2号2番について許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号 2番朗読

この件につきましては、譲受人が物流倉庫を建設するために農地を転用するものです。

申請理由につきましては、当該地は、鳥栖基山都市計画地区計画により物流機能を備えた産業集積地域の拠点とした産業用地として土地利用を図る地区と決定しており、物流を事業とした企業の進出により物流倉庫への転用申請がされたものです。

土地の利用及び施設の概要については、約10.4haの区域内に物流倉庫が3棟で81,235㎡、調整池が1,368㎡、公園・道路・その他が20,803㎡で、合計面積が103,406㎡となり、その内の98,623㎡が農地となっております。

資金計画としましては、自己資金と借入金を合わせて賄う計画となっており、金融機関等による融資証明及び預金残高の写しが添付されております。

排水計画は、雨水は調整池から南側水路を経由し河川へ排水、し尿と生活雑排水は合併浄化槽へ排出する計画となっております。

今回の申請地農地区分要件は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地区分要件「第2の1の(1)のイの(ア)のa」に該当します。

許可基準についてですが、第1種農地の転用は原則として許可することはできないとなっております。しかしながら、第1種農地の転用を絶対に認めないことは、土地が有限の資源であることを考慮すると、経済の発展上相当でない場合も考えられることから、例外規定が設けられています。

今回の申請は、許可基準「第2の1の(1)のイの(イ)のh」地域整備法に該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合、農地法施行令第4条第2項第2号へ(1)から(4)までに掲げる法律の定めるところに従って行われる場合、基山町では、そのうちの農村地域への産業の導入の促進等に関する法律で定めた実施計画を定めていることから、この許可基準に該当するとしております。

隣接する農地の所有者及び耕作者からの承諾書がとられ、水利組合から排水の同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。

申請地は、第7区野口集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

アスファルトになれば排水の問題は大丈夫ですか。

5 番委員

トラックの流通はどうなりますか。

1 番委員

野口集落にはトラックは入らないと聞いています。トラックは小郡、鳥栖方面に流れると聞いています。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 2 号 2 番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 2 号 2 番は、全員一致で許可します。

次に、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号 1 番朗読

この件につきましては、貸し手の要望により賃貸借権を設定するものです。賃借料は10 a 当たり水稻 3 0 kg です。期間は 5 年です。場所は、第 1 区本竿地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

借り手は農業規模の拡大です。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 3 号 1 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号2番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため賃貸借権を設定するものです。賃借料は10a当たり水稻30kgです。期間は5年です。場所は、第1区本竿地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

借り手は法人で農業の規模拡大されます。問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号3番朗読

この件につきましては、借り手の要望ため使用貸借権を設定するものです。期間は10年です。場所は、第1区東福寺地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号4番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区鎮西隈集地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号4番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号5番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区鈴町地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号5番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号5番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号6番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区麦尾集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号6番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号6番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号7番朗読

この件につきましては貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区麦尾集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

宮浦推進委員

兄弟で農業されています。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号7番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号7番について、全員一致で決定します。

次の、議案第3号8番についての案件は、6番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。事務局から説明をお願いします。

6番委員退室

事務局 議案第3号8番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第3区真尻集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

水がこの圃場から自分の圃場に流れますので耕作されます。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号8番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号8番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号9番について、事務局より説明をお願いします。

6番委員入室

事務局 議案第3号9番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。

期間は5年です。場所は、第6区菖蒲坂ため池の西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号9番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号9番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号10番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号10番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。

期間は5年です。場所は、第6区平林地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

露地野菜を栽培されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号10番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号10番について、全員一致で決定します。

次に、議案第3号11番から13番については再設定ですので朗読は省略します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号11番

この件につきましては、相手方の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第7区弓場下区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

更新です、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号11番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号11番について、全員一致で決定します。

ます。続けて事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号12番

12番につきましては、期間満了に伴う再設定により貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10aあたり水稻30kgです。場所は、第4区黒目牛集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6 番委員

更新です、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 3 号 1 2 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 3 号 1 2 番について、全員一致で決定します。

次の案件は、宮浦地区委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。事務局から説明をお願いします。

宮浦推進委員退室

事務局 議案第 3 号 1 3 番

1 3 番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。場所は、第 4 区一井木集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6 番委員

更新です、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 3 号 1 3 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号13番について、全員一致で決定します。

次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

宮浦推進委員入室

事務局 報告第1号1番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第2区柿の原地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第1号1番を終わります。

次に、報告第1号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号2番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第1区花園地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第1号2番を終わります。

次に、報告第1号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号3番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第2区柿の原地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第1号3番を終わります。

次に、報告第1号4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号4番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第2区柿の原地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第1号4番を終わります。

次に、報告第1号5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号5番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第3区真尻地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第1号5番を終わります。

次に、報告第1号6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号6番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第3区真尻地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第1号6番を終わります。

次に、報告第2号について農地法施行規則該当転用の届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号 朗読

この件につきましては、農地への進入路を改良する転用の届出があったので受理したことを報告します。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第4区辻地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第2号を終わります。

次に、報告第3号農地法第18条の規定による合意解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第3号1番 朗読

この件につきましては、借人の高齢化により賃貸借権の解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第1区本竿地区集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第3号1番を終わります。

次に、報告第3号2番について事務局から説明をお願いします

事務局 報告第3号2番 朗読

この件につきましては、借人の高齢化により使用貸借権の解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第1区鎮西隈地区集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第3号2番を終わります。

次に、報告第3号3番について事務局から説明をお願いします

事務局 報告第3号3番 朗読

この件につきましては、貸し人が別の農家に貸すために使用貸借権の解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第1区立花地区集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第3号3番を終わります。

次に、報告第4号農地法第3条許可の取消願いがあったので受理したことを

報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第4号 朗読

この件につきましては、譲渡人が病気で労力不足のため取消願いがありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第1区鎮西隈地区集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第4号を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和6年1月5日

署名人

議 長

委 員

委 員